

# リチウムイオンの航空規制について

2026年4月版

## モバイルバッテリーの航空規制強化の背景

2026年4月中旬からのルールについて

昨今、全世界的な航空機内でのリチウム電池に関連する火災発生増加に伴い、リスク管理の必要性が高まっており、国際民間航空機関(ICAO)において対応が検討されています。その結果、モバイルバッテリーに対するリスクの軽減を目的とした国際基準の緊急改訂案が提出され、ICAO理事会(3月下旬)において審議された内容に準じて、国土交通省が基準の変更を検討しています

【重要】国土交通省告示案では、予備(スペア)電池について、「予備のリチウム電池又はパワーバンク(他の電子機器に電力を供給する目的のものであってリチウム電池を内蔵したものをいう)」と記載されています  
→弊社では「撮影機材用バッテリー」と「モバイルバッテリー」については文言を変えて記載しています

【主なICAO基準の変更案(従来の基準からの追加分)】

- ・機内持ち込み可能なモバイルバッテリーは2個(160Wh以下に限る)まで
- ・航空機内においてモバイルバッテリーへの充電をしないこと
- ・航空機内においてモバイルバッテリーから他の電子機器への充電をしないこと

注: なお、ICAO理事会における審議・採択の結果により、改正内容に変更が生じる可能性があります

【参考】国土交通省

●報道発表資料

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001995959.pdf>



## リチウムイオン電池の旅客機持ち込みについて

※ニッケル水素・ニッカドバッテリーは dry batteryとして規制対象外です

【重要】

2026年現在、IATA(国際民間航空輸送協会)・ICAO(国際民間航空機関)の定める国際梱包規定

重要①: 旅客機では容量関わらずリチウムイオンバッテリーのお預けはできません(自身の座席まで持ち込みして下さい)

重要②: カメラに装着したバッテリーについては、機器の一部とみなされ、上記本数のカウントから除外され、持ち運び可能

重要③: 上記規定に関わらず各航空会社が最終判断を致しますので、事前確認をお願い致します

その他、詳細については、航空会社にお問い合わせください。また、弊社ホームページにてご確認ください

【持ち込み方法・および保管について】

- ・端子テープ止めやビニール袋に入れ、絶縁処理をした上で機内持ち込みバッグの中に入れて運ぶ
- ・バッテリーはバッグに収納し、座席前の足元で保管する ※頭上の収納棚での保管は不可
- ・輸送時にお困りごとがあった際は、弊社ホームページの輸送資料をご確認をお願い致します

<https://nepinc.co.jp/support/msds.html>



バッテリー容量	撮影機材用バッテリー(リチウムイオン)	モバイルバッテリー
100Wh以下の場合	持ち込み可能 数量20個まで	持ち込み可能 数量2個まで
100Whを超え、160Wh以下の場合	持ち込み可能 数量: 機器に装着された1個+予備(スペア)2個まで ※ただし、撮影機材用バッテリー(リチウムイオン)とモバイルバッテリー 合計数量2個まで	持ち込み可能 数量2個まで
160Whを超える場合	持ち込み不可	持ち込み不可

## リチウムイオン電池の国内輸送について

※基本的に陸便・船便による輸送になります

リチウムイオン電池を航空輸送する場合、IATA危険物規則書に基づく危険物輸送手続きが必要となります  
このため、通常は陸便・船便による輸送となります(航空便を指定しても自動的に船便に切替となり、輸送に時間を要します)  
※沖縄や離島の場合、陸送+船便で、1週間程度の期間を要す可能性がありますので余裕をもった発送をお願い致します

【発送方法について】

- ・端子テープ止めやビニール袋に入れ、絶縁処理をした上で、バッテリーが動かないようにしっかり梱包する
- ・内容物に「リチウムイオン電池」など記載をする



NEP エヌ・イー・ピー株式会社

TEL: 03-3263-6741

FAX: 03-3265-1297

〒102-0074

東京都千代田区九段南3-7-14 VORT九段3階

<https://nepinc.co.jp>